

インターネットに関する利用規約(平成 24 年4月1日 一部改正)

十島村立悪石島小・中学校

- 1 この規約は、十島村立悪石島小・中学校（以下「本校」という。）におけるインターネットの利用に関し、必要 な項目を定めるものとする。本校はインターネットの利用に際し、以下に定める規約に基づき運用する。
- 2 本校においてインターネットを利用するにあたっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の時間の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 インターネットの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。
 - ウェブページ、電子メールを使用して、学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。
 - ウェブページ、電子メールを使用して、授業で活用できる文書データや画像データ等を収集・加工して、教材づくりに活用する。
 - 学校や地域の紹介、各教科や領域における児童・生徒の学習事項のまとめ等を、学校のウェブページで発信する。
 - ウェブページ、電子メールなどを使用して、国内の学校や海外の都市・学校等と通信を行い、 交流する。
- 4 インターネットは世界中に広がるコミュニケーションネットワークであることを念頭におき、その特性を考慮しながら利用しなければならない。
 - ページを作成する際には、不特定多数からの閲覧ができることを考慮し、個人に不利益となる情報が流出したり、人権を侵害することがないようにする。また、誤解を生じることがないように、表現には十分気をつける。他者の著作物を自分のページに掲載する場合は、事前に著作者に了解を得たうえで、著作物の出典の明示、自分の著作物と引用部分の区別などの注意を十分守る。
 - 基本的には通常の手紙と同じであるので、誤配送がないよう、宛先を間違えないようにする。また、文字による伝達手段では細かいニュアンスが伝わりにくいので、誤解を生じることがないように、文章表現には十分気をつける。
 - 本校では、基本的には電子掲示板の使用は認めない。ただし、特別に使用する際には、電子掲示板が不特定多数の参加者への開かれた空間であることを考慮し、個人のプライバシーに関する話題や他人を中傷するような人権侵害に関わる記述、噂などの参加者をいたずらに惑わすような記述等は絶対に行わないようにする。
- 5 インターネットを利用して児童・生徒の個人情報を発信する場合は、本人・保護者の同意を前提 としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。また、本人・保護者の同意の上で発信した情報であっても、後日発信を取り下げる要望があったものについて、ウェブページ上での公開等で削除できるものは、削除する。
- 6 インターネットが発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
 - 原則として個人を特定できるような名称は使わない。但し、教育上必要が場合には、この限りではない。
 - 児童・生徒の作品・意見・考え・主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。その際、個人情報の流出や人権侵害がないよう、十分配慮する。
 - 児童・生徒の写真を使う場合、教育上特に必要な場合を除いて、個人が特定できないように配慮する。特に、顔写真と個人名が一致するようなことは避ける。但し、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。(交流学習等)
 - 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。但し、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。
- 7 インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権、知的所有権の保護に配慮するなど、インターネット利用における基本的モラルに留意するとともに、児童・生徒の情報モラルの涵養を図るものとする。
- 8 児童・生徒がウェブページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部へ発信するシステムを構築する。
- 9 インターネットを利用するにあたっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについては以下のことを徹底する。
 - インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。
 - 個人情報を含むデータは、十分にセキュリティ面を考慮して、フロッピディスク等のリムーバブルな媒体に保存 して管理し、外部のネットワークからアクセスできないようにする。
 - コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム(コンピュータウイルス)の被害を予防するため、ウィンドウズのアップデートを定期的実施する。
- 10 本校のウェブページに掲載された情報について、校長は責任を負う。
 - 校長はインターネットの利用の適正を図るため、校内に管理責任者を置くものとする。
 - 管理責任者は、校長の指導のもとに、学校のウェブページ作成の管理をする。
 - 管理責任者は、本校教職員の意見を採り入れながら、インターネットの接続に必要な環境の設定に努める。
- 11 本校のウェブページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。教育上有害な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- 12 本校のウェブページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。教育上有害な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- 13 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規約に示した事項の見直しが必要な場合は、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。
- 14 本規約を学校のウェブページ上で明記するものとする。